

第4回 森林づくりに関する税検討委員会

平成24年5月31日(木)

J A 健保会館3階大会議室

(西村次長)

開会の挨拶

(事務局)

委員会成立宣言等 諸説明

【委員長】

それでは、事項書に従い、議題を進めさせていただきます。議題1について事務局お願いします。

(事務局)

資料No1～4、No6について説明。

【委員長】

ありがとうございました。それではただいまの資料No1～4とNo6につきまして何かご質問等ございましたら、お願いします。

【笠尾委員】

先ほど質問がありました外国人による森林所有の届出制ということですが、明和町には大仏山という山がありまして、そこには三重県土地開発公社が土地を持っています。ここは自動車工場を誘致しようとして、県の土地所有としたところなんです、そこは伊勢市と玉城町と明和町の3つの市町が保有している、そこに隣接している土地なんです。それで私、明和町の産業課、または玉城町の産業課を訪ねて詳細について聞いたところ、玉城町産業課の職員が言われることには、もうすでに大台町において外国人の買収が進んでいるということを知ったもんですから、三重県においてもすでに進んでいるものと判断した方がいいのではないかと、調査をお願いして、早急に対処された方がいいのではないかと思います。

(事務局)

手元にきちんとした資料がないのですが、大台町では外国資本が買収をしたいというような話はあったんです。実際、平成18年くらい。またそこはきちんとした資料をお示しさせていただきますが、それで実際その買収には至らなかったということです。我々も随分調べたのですが、平成18年は熊野で1回そういう問い合わせがあった。20年には旧宮川村、大台町で問い合わせがあったと。それで打診してきたんですが、所有者のところは実際の買収には至らなかったということは確認しているんです。その後、場所は宮川なんです、そういうのを懸念して、日本熊森協会という、熊を守る協会があるんですが、そこが宮川村で、熊を守るという事と外国資本に買われる事を懸念して、トラストで何百haか1千ha弱くらいなんです、購入した実績があります。これは外国資本ではありません。

【委員長】

そのほかの点ありますか？

【青木委員】

この外国資本の森林買収につきまして、先ほど事務局の方から説明がありましたように、かなり三重県内の問い合わせがあったようなことを聞いています。三重県としてやはり今、森林法の改正によりまして、取得された時の事後報告というのが義務づけられておりまして、林野庁の方もそれでどれだけか抑制されるのではないかとということなのですが、これはあくまでも事後の話でして、所在のものがはっきりわかるということのみでございます。しかし、非常に山林の解放によってどういうものが作られるのかという事は、その申請の中ではたぶんわからないのだろうなと思います。何かそれに抑制するような条例とかが作れないものかなと。今、ここに北海道とか、北海道では相当な面積が買収されたように聞きますし、埼玉の方でも、独自でこういう条例をそれぞれ作られて、ある程度、動向を見守れるような方策を考えていただきたいなという気はします。大変、土地の売買は難しいし、色々なことがあろうかと思いますが、一つ、検討の一つに加えていただきたいなと考えています。

(事務局)

はい。先ほど話がありましたように森林法が改正されて、この4月1日からまだ運用されたばかりなんですね。よその県もこの4月からでして、この辺どういう風な動きなのかというの見極めないとなかなか判断できないということと、今日の資料にも入れさせていただいているんですが、民主・自民両党で、買収というのは止められない。でも、一番恐れのある水とかその辺の搾取を止めるということで水循環基本法というようなものも検討をしているということで、その辺の動きも見ながら、当然、北海道、埼玉でどのような動きになるのかというの見ながら、それが本当に効果があるのなら我々もそういう風なものの導入について検討を進めていきたいと考えております。

【早川委員】

私もこの歳になりまして、将来のことが心配になりまして、急いで条例が敵わなかったら、法律を決めて外国人に売らないような法律をしていただきたいと思いますけれども、しまいには日本の人口が減ってきて最後はゼロになるという話ですから、日本が外国になってしまっただけではどうもこうもなりませんから、もう将来、外国の人に使われるような日本人になってしまっただけでは、大変な事になるなと心配しております。急いで国の方で、所有者が高い値で売れるから、嬉しいから外国の人に売るのであれば国に買い上げて頂くようなそういう法律を作っていただければ一番安全かなと思うんですけれども、もっと早くしていただかないと終いに外国になってしまいます。

(事務局)

そういうような所も含めて我々もこの資料にあります。平成21年度、22年度と、県として国の方に外国資本に於ける森林買収の規制強化、これなかなか外国資本って表には

出しにくいんですね。今のところ売買そのものを止めるものもありませんし、ただ規制の強化ということで、国の方に要望していると。そうする中でやっと、森林法の中で事後届ですが、全ての人が新たに所有した時は、事後ですが届け出て下さいと。なぜかと言うとやはり外国の人が持っても、森林をきちんと管理してくれたら林野庁としてはいいよということで、所有者を特定するのにこういう制度を作ったわけです。そういう中でまた後で骨子案の中の使途の所もあるんですが、先走ると税を作っているところでは、重要な水源地とか、市町村で、ここは絶対に他に買われたらかなわんなというところはこの税で買収して市町村の森林にしているというケースもあって、もし止めようとする、絶対に売らないという意志のものが持たないと、なかなかこれは難しいということです。宮川とかそういうところに打診があったというのは林業が不振で、ちょっとお金を出したら買えるだろうというところで突いてきたんだとは思いますが、やはり売らないというところが持つのが守るすべだと思います。

【委員長】

現在の段階では、外国人だからといって売らないという規制はかけられないですよね？

(事務局)

はい。

【早川委員】

本当のこと言えば、私としては、絶対にそんな国の人に売ったらダメと言うことはきちんと法律で決めていただきたいと思いますが。

【委員長】

今後、検討をお願いします。

(事務局)

はい。

【委員長】

ありがとうございました。はい。どうぞ。

【山口委員】

すみません。少し質問なんです、この予算の概要についてなんですが、24年度の予算額が災害復旧で9億増えていると。県としても儲かる林業というのを打ち出している中で、木材利用推進をしていきつつも、災害復旧にも前回紀伊半島大水害がありましたから、予算を付けているとみたんですが、前回事務局さんの方から、県さんの方から、使途案として、災害に強い森林作りというのを方向性として打ち出されていたんですが、どうしてもやっぱり全く関係のない人が見たときにどうしても災害復旧とか災害に強いとかが重複しているじゃないですか。そうすると、そこで予算の中で何とかならないのかという話が出てくると思うのですが、おそらく私の感覚としては予算の中で、たとえ予算を付けていたとしても実態としては足りていないので、新しく環境税を導入することによって、その補填をして、さらに復旧活動を進めていくっていう認識になるのかなという感覚はある

のですが、実態としてはいかがなのかなと思ひまして。その辺り教えていただいでよろしいでしょうか。

【委員長】

お願いします。

(事務局)

災害復旧というのは実際に起こった災害の復旧なんですね。それで今、災害に強い森林づくりというのは減災という中で、災害が起きにくいようにしていくというのが本来事前に打つ手なんです。ただ災害が起こらないことには予算がつかないということは矛盾したことになっていて、起こった事に対する手当ということで、我々知事も含めて考えているのはなぜこういうような税の検討になったかというのは先ほど言いましたように、事前に少なくとも起こりそうな所は手を打っておくと。100%災害が起こらないという保証はないですが、少なくすると。そういう風な事で今考えているところです。

【委員長】

はい。何か他の意見？

【亀井委員】

これは今、災害復旧の関係は農林の予算を書いてあるわけですね？

(事務局)

林業予算です。

【亀井委員】

林業予算やんな？これ他も書いておいてもかまわないのでは？砂防とか大きな事業やけど、ここの予算だけで書いてあるということですね。

【委員長】

それ以外のところでどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは欠席している委員の中で意見がありましたら。ここまでのところで。

(事務局)

これまでのところでは特にございません。

【委員長】

それでは議題1の所を終わりたいと思ひます。続きまして、2番目、森林づくりに関する税検討委員会の報告書の骨子案につきまして、今回提示していただきましたので、説明をお願いします。

(事務局)

資料 No5 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)(案)、資料 No5 - 1 骨子案(案)について説明。

【委員長】

どうもありがとうございました。それではいよいよ骨子案を事務局から提示していただきましたので、今日、税の導入の是非と、もし導入するのであれば税額・税率のことについ

て議論していただかないといけないのですが、その点を少し後にしまして、それ以外の点で議論すべきところがありましたら、ただいまの資料につきましてご質問等お願いしたいと思いますが。

【前田委員】

今までも補助金を林業の方へかなり出されていると思うのですが、その出された整備された山は災害があったときに被害はなかったんでしょうか？あったんでしょうか？ちょっとお聞きしたいです。

【委員長】

整備というのは？手入れをしたという山のこと？

【前田委員】

手入れはしてあったでしょうね、毎年補助金は出ているわけですから。

【委員長】

治山工事をした山でしょうか？

【前田委員】

ええ。そのされた山がこの災害があったときに被害があったのか無かったのかということですね。

(事務局)

去年の台風12号の災害で100カ所くらいの大きな崩壊がありました。それで宮川、飯高、松阪市ですね、松阪市から南部の方が多かったんですが、全く手入れしたところが崩れなかったとは言いませんが、やはり異常なものすごい雨やったわけですね、それでそれに伴って上の方で例えば手入れしていないところが崩れたら、下までズドンと行きますので、それに引っ張られて手入れしたところも崩れたというのはあるんですが、多くの場合は直接的なところはあまりなかったということは確かです。ただ、崩れて川の方に流れていきますよね。ですから、手入れしてあったところでもいろんな調査はしているんです。例えば熊野の井戸川って鉄橋が被災しました。あそこの流域を中心に手入れしたところがどうなっているのかということとかですね、全体を調べました。そうしたところ、間伐したところの直接的な間伐材は流れていない。よく報道されましたよね、間伐材が、と。ただ崩れたときに川沿いとかその辺のをダーっと引っ張ってくる中では、やはり間伐された木も引っ張ると。よく見ていただくと、根がついているのが多いんです。それは確かによく揉まれますので、スパーンと切れたのもありますけど、それでどれくらい間伐材が残っているのかということも井戸川で調べていますので、後日届けさせていただきますけど、その調査結果もごさいます。その中では手入れした所はあまり崩れていなかったということでごさいます。ただ何回も言いますが、溪流沿いとかその辺のをガバーっと持って行きますので、その辺のが大きな被害をもたらしたということです。

【前田委員】

ありがとうございます。せっかくこの森林税を導入されてこれから林業とかそういう環境

林を整備されるんですから、できましたら、それによって上流の方が崩れたから下流の整備したところが崩れたという様なことがないような使い方をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

【亀井委員】

この森林・林業の関係で5年10年である一定の成果を出すというのは非常に難しいと思うんですね。農業の関係だったら出てくると思うんですが、ですからそれによって災害が防げたら、今成果としてあまり大きなものは出ていないのではないかなと思うのですが、ただ一度事務局も検討していただきたいのは、委員さん方に一回、山の現状を知ってもらってはどうかということですね。それで「森を見て木を見ず」という言葉がございませう。「木を見て森を見ず」って知っているでしょう。小事にこだわって大局を誤ることですけれども。その逆でして、森を見て木を見ずという言葉があります。それは、外から森を眺めていたら青々として、いい森だなと思うんですが、中に入ると、石がごろごろで、まさに大雨きたらやられてしまうということがあるわけです。それは要するに、植林をして、それから後、色んな理由があって山に手を入れることが出来なくなって、そんな中で健康な山というのは高木があって次に亜高木があって、低木があって下草が生えていると言うのが一番健康な山なんですが、その高木だけでですね、日の当たらないところの枝というのは無いわけです。下見たら石がごろごろ、はじめそこは土があったはずなんです。今そこは流されてしまっていないわけです。今度大雨きたらズルッと行ってしまふ。そんなような山がいっぱいあるわけです。ああいう現実があって早く山に手を入れていかないと大変なことになると。下流域も含めましてね。それで去年の12号、そういう流木が悪さをし落橋させる。落橋したところはまだ被害が少ない。そのピアで止められてしまふ、流木がかかってそれで大きな水害になったと思いますね。あるいは井関を飛ばしてしまふ。それはみんな流木が悪さをする。それはあの七里御浜をずっと海岸線沿いを磨き丸太が並んだ、あの現状を見て、いかに大変だったかという事でもあるわけです。やっぱり早く入れていかないと大変だと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

【早川委員】

この年額の1,000円というのは一人ひとりですか？それとも家族単位ですか？世帯？
(事務局)

いえ。個人お一人お一人です。

【早川委員】

ご家族が5人いる場合、5千円ということ？

【委員長】

納税者？

(事務局)

住民税の課税がある方について、お1人当たり1,000円という形にさせていただくと。

【早川委員】

委員さん言われたように、この間、高速を通っていて両脇を見ましたらえらいこと山が荒れていますので、今気がついたんですが、あれは国のものか、個人のものか、県のものか、どういう事ですかしらと思ひまして。木が昔はかわいらしい感じで、見た感じも良かったんですが、伸び放題でお化け屋敷みたいになっているのに今気づいたんですが、あんな状態ですと、急いで森林税を取るようにならないと手のつけようがありませんね。

(事務局)

三重県の森林の多くは個人、前にも一回資料を出させていただいたんですが、国の山というのは、三重県の森林というのは37万haあるんですが、国の森林というのは2万ha強ありまして、ほとんどがいわゆる民間の山、しかも多くが個人の山なんです。見られたところの多くの山は個人の山で、昔一生懸命植えた。しかし、手を入れられなくなって植えばなしというのが今多い、と。それこそ植えてお金になるのなら、なんぼも手をいれるんですが、なかなか高速道路って、結構奥の方を走っているところもあるんですね。やっぱり木を出すのにお金をかかるとか、採算が合わないというので手入れが遅れたところが多いです。

【新海委員】

また、厳しい事を言うてしまうかもしれないのですが、前回少しお話をさせていただいたのですが、税金を支払うというのは、災害に強い森にして欲しいという思いの現れだと思ふのです。市民の目からすると、それを使って森林が整備されていく。ある一定期間は可能だと思ふんですよ。お金が途絶えたらどうなるのかというのはやはり気になるんですよ。過去もそうだったんです。お金があるときは整備されていた。森林が儲かっていたときは整備されていた。資本主義の社会なので当然のことだと思ふのですが、今回税金を導入してもまた同じ事が起きると思ふんですね。そのときに今生きている私たちが投入した税金がいかに地域の資源が循環するかと言うことを念頭において仕組みを考えないと、結局また100年後同じ事が起きると思ふんです。それで外国の資本が入って買われていくという、さきほどの話になっていくので、その部分を、私もいろんな環境森林税の使途を見てきましたが、なかなか考えきれていないというのがあるんですね。環境教育に使いましょう、間伐に使いましょうというのはすごく大事な事です。今を見ると、でも、それがどう繋がっているかというのをもう一步考えられないかなというのは具体的に今私はアイデアはないのですが、あってもいいのかなと思ひていて、少し前に、中津川の加子母の村に行ったんですが、その森林組合の若い作業員に聞いたら、自分たちは1000年後の子どもたちがこの山を守ってくれることを期待して作業しているんだという言葉に、非常に感動したんですよ、私は。今も大事だけど、私たちが使ったお金がその時代に

どう生かされているのかというのを仕組みの中に考えたいなと思った次第です。

【委員長】

はい。どうぞ。

(事務局)

そういう中で、検証というのでしょうか、これが非常に大事と考えておってですね、6ページの税の用途等の透明性の確保と書いてあるんですが、やはり第三者の評価する委員会でもってまずは評価をします。それでそういう中で制度を進化させていくと。はじめから100%のものなんかはなかなかできないと思うんですね。色々な使い方をする中で、森林環境教育も、もう少し力を入れたほうがいいんじゃないというふうになった時は、税の用途も、今、案では示させていただいておりますけど、この内容も進化していくものだと思います。そういう第三者の方にきちんと評価していただく中で進化していく仕組みをきちんと作っておけば、1000年先というのが見えてくるのではないかなと思います。

【岡井委員】

新税ということで、私は税を新しく作ることにものすごく抵抗感があるんですが、今、平成22年度で、国政調査によると三重県は185万4742人なんですが、その中で平野部に住んでいる方がほとんどだと思います。それで郡部に住んでいる山の所有者とか、地域の方は、だいたい森林の現状は理解しておると思います。金額は森林環境税ということで1000円という事でしたが、1000円という額は今の、我々の経済水準からすると、そんなに抵抗がないお金だと思うんですわ。やっぱりなぜ今森林環境税が大事なのかということを中心に認識してもらうことは大事だと思います。それから税金の名前ですが、ネーミングというか名前が大事だと思うんですわ。一番私が適切だと思っているのは森林環境税というのは一番向いていると思います。付けるときに絶対森林というのは付けて欲しいんですわ。コマーシャルではないですが、有用性を繰り返し宣伝して、わかりやすい言葉で皆さんに理解できる様にしてほしいなと思います。以上そういうことでお願いします。

【委員長】

事務局から何かありますか？

(事務局)

本日、是否も含めてご議論いただく中で、やったらいいよという話になったら、またわかりやすく、我々も都市部の方に理解していただくような活動もやっていきますし、このわかりやすい名前というのも必要ですので、またその時には意見をいただきたいなと思います。

【委員長】

では、清水さん。

【清水委員】

先ほどの1000年先を見据えたということの私なりの意見なんですが、1000年先を

見据えた森林を作ると言うことには2つ視点があると思います。1つはその森林の施業法をどうするかということだと思います。1000年先まで健全であることが1つだと思います。そのためにはもう一点、生活の中で十分に使われるという事が、結果健全な森を維持していく動力になっていくという事だと思うので、その2点がもちろんこの骨子の中に含まれていると私は理解しています。もう1つ質問があるのですが、4ページのきづかいの促進の所に地域の実情に応じて実施する対策というふうに書いてあって、その対策が、年間0.3億円、3千万円ということだと思うんですが、それが市町交付金制度の金額なんでしょうか。では市町では年0.3億円しか導入されないということなのか、もちろん災害に強い森林づくりということは、先ほど仰られた質問にもありましたが、ほぼ三重県の森林は私有林である、国有林はほとんどなくて、民有林、私有林であるということから考えると、やはり災害に強い森林づくりをするためには、もちろんそこにも市町に対しそういう森林づくりをするために、お金が事業予算として組まれるのかその辺をお伺いしたいと思います。

【委員長】

資料5 - 1ですか？

【清水委員】

骨子案の4ページを。

【委員長】

資料5 - 1に具体的に内訳が示されてますけれども。

(事務局)

ご議論いただければいいと思うんですが、事務局としては、基本方針の2について市町交付金の財源でやっていただいたらどうかというイメージです。今言われたような、基本方針1の部分についても、市町による水源林の公有林化とか、地域で取り組む里山や竹林の再生等、交付金の中でやっていただく部分かもわかりませんが、額的なことも含めて、事務局の方でイメージしているのは、基本方針2を市町交付金制度で、やっていただくという風なイメージで提案させていただこうと思っています。

【委員長】

よろしいでしょうか？はい、亀井委員。

【亀井委員】

この資料の中に、新エネとしての活用の事が書かれていないんですが、あったかな？

(事務局)

はい。

【亀井委員】

あったらいいです。間伐材をチップ化して中電との話はきちんとここにあげとかないといけない。

(事務局)

資料5 - 1の中で、具体的に中電とかでは無くて、これから7月1日から再生可能エネルギーの買い取り制度、固定買い取り制度が始まります。その中で、三重県では、太陽光発電とか、そんなのもあるのですが、森林としては木質バイオマスの発電というのもその対象になっていて、災害に強い森林づくりを進める中では、不要な木を出してこなければなりませんので、その辺でこの森へのきづかいの一番下の方に、チップ用材の燃料等への利用ということで、先ほど話ありましたように、進化していく中でこういう部分にもうちょっとと言うんやったらこれは考えるんですが、これは考えています。

【亀井委員】

今、助燃材としての交渉進んでいるの？

農林ではその交渉はしてないのか？助燃材としての活用の、中電との交渉はここではしてない？

(事務局)

我々のところでやっております。

【亀井委員】

もう一つだけですが、1000年後の子どもたちに残す遺産と言うことで申されましたけど、これは要するに人材の育成なんです。このグループサークルであったり、人材をいかに、そういう意識を持った人たちをいかに育てていくかというのが、より持続ある制度にしていくことに繋がっていくと思っているんです。それで人材育成の為のそういうことにもきちんと使われていったらいいという風に思います。私、知事にも申し上げてありますが、3年前から、ユネスコがユネスコ未来遺産という制度を作ったんです。それでそれが目標としているのは100年後の子どもたちに残したい文化、景観、そういうものを守り育てていくという、そういう団体に対する育成なんです。それでこの3年間しかユネスコとしては面倒見ませんということなんです、その3年間で自立していけないものであってもならん。こういう風な考え方ですが、そういうふうな制度をこの部門だけでも作ってもらってもいいと思います。それは企業の名前を入れたりする。うちは、三重県初で「春を呼ぶ会」というのが、ユネスコの未来遺産に登録になったんです。年間10団体しか選ばれないんです。ですから今まで30団体しか登録がないのですが、その1つに選ばれたんです。それは、760年続いている、東大寺へ松明を寄進する団体が高齢化でだんだん厳しくなってきたんですが、これを絶やしてはいけないということで、市民総ぐるみの運動をするのに作った団体が「春を呼ぶ会」なんです。これを育てていかないといけないということで、ユネスコ未来遺産に登録になったんですが、そこで、この登録証はものすごく立派なんです。その中で、この事業に対して、ここここが支援していますよというのを企業名を入れるんですわ。50万円を3年間だけなんです、支援してもらっているのが、2つの企業が25万ずつ出してくれているんですわ。50万、それを三年間、ここが支援していますよというのを入れるんです。だからそういうのを企業としては、企業としてもあそこの団体助けているということになりますから、見えるし、いいと思うんで

すね。それで、第三銀行がファンド作ってますやろ？ファンド作って市民活動に対する支援をしているけれど、あれもそういうふうな一つの試みとして、あれはいいなというふうに私は思っているんですが。

【有城委員】

すみません。先ほどからいろいろと聞かせてもらっている中なんですが、以前の木材というのは、皆さんお金を儲けるためにどんどん木を植えて、田んぼもなにもかも植えて、とにかく植えるだけ植えて、間伐も一生懸命やりました。そんな中で、私たちがふと気づいた時には環境どころではなくて、ただのお金もうけのために必死になっていましたので、今みんなで考えなければならぬのはやっぱり環境、忘れていた環境作りを熱心に考えてそのためのお金をどうして出せばいいのかと言うことを皆さんにわかっていただけのように、とにかく私たちも山を切ると後をどうしようか、後を植えておこうかと考えるときに、これはあと50年たったときに、孫に残しておいてあげれるか、とにかく山を植えておこう、そして間伐もしておこう、それは何のためかと言ったら子どもたちに何かを残してあげるためだったんです。そこで忘れていたのが環境を残してあげることだったと思うんです。ですから、しっかりといい環境を残してあげるのも大切だと思いますが、いかがでしょうか？

(事務局)

2ページの2行目から書いてあるんですが、三重県では環境林と生産林に分けて、特に木材生産を目的としない所は、公的に整備をしてきました。この面的な整備は引き続いてやっていかなくはないかと思っています。で、ただ、今回新たにやはり皆さんにお願いするということになるのであれば、ここにお金を撒くのではなくて、これはこれとして、やはり県として今までの財源の中でしっかりやっていきますよ。今回は災害というところに着目して、特に急がれるところ、そういうような所を是非お願いしたい。でないと、それこそ予算巻き替えになると、金の切れ目が縁の切れ目みたいなことになりますから、われわれ公益的機能というのは大事だということで、こういう制度も作っていて、併せて災害というのも強化してやっていきたいと思っています。

【委員長】

はい。では。

【福田委員】

失礼します。今お二人で議論していただいた事にも絡むんですが、この骨子を見せていただいた時に、本当に災害に強いという言葉がいっぱい飛び込んできまして、これで行くんだなという気持ちはよくわかるし、これでもって県民のご理解を得ようという意図もよくわかるんですが、有城さんも仰いましたようにもう少し、包括的なところもきちんと謳っていった方が森づくりを長期的に考えていく上ではいいのではないかなという素朴な感想を持ちました。例えば、災害に強い森林づくりという言葉に、これは一例なんですが、例えば「豊かな水源地としての」という言葉も「災害に強く豊かな水源地としての森林づ

くり」と言うような、そういった様な言葉も含んでいただいて、長期的に、最初にも言いましたが、森林をどういう森林に持っていきたいかというような所はきちんと県民の人と一緒に理解を深めながら、当面はまず5年間、災害に強い森林づくりで行くんだというそういう持って行き方をしてはどうかと思います。それからこれは質問なんですが、人工林の手入れと言うことは間伐ということはほとんどないのですが、この骨子の方では間伐というのはあまり考えてないのですよね。5年間は流木、不用木の除去ということでひたすらそれで行くということですね。

(事務局)

3ページのところに対策ですね、例えば土砂や流木を出さない森林づくりということで、誤解を招くこともあります。土砂流出の恐れのある森林の整備も併せてするということ併せてですね、今までは森林整備をして倒した状態でほっといたのを、それが流木の原因になるので除去しますということで、間伐等の森林整備も併せて進めます。

【福田委員】

この主体につきましては、どこかに書いてありましたが、これは行政の仕事というこの理解でよろしいですか？地域全体で、森林を支える仕組みを新たに作る必要がありますという項目が5ページの一番上にありますが、その後を受けて県民の方には財源の支援をお願いするんだ。その二つ目の に早期に実現するという新たな行政需要に対応するという事で、これらの対応の主体は行政というふうに考えてよろしいのですか？

(事務局)

主体という意味あい、やっていただくのは広く募集というか、手を挙げていただくのは考えていますが、やはり何らかの1つのきまりの中で発注、お金をはじくのは行政がはじきますが、やっていただくのは色々な方、当然、森林組合も対象ではございますが、もっと広く募集していくような感じになるのかなと思います。

【福田委員】

やはりそういうのも必要になると思いますが、そこには沢山ハードルがあって、例えば技能的な事であるとか、地権者の問題だとか、実際にやりたいけどどういう風にやっていいのかわからないという県民の方がほとんどで、そういうところの間に入って下さっているのが、森林の風さんみたいなNPOさんだと思うのですが、そういった仕組み作りも是非お願いしたいと思いますし、農業みたいに市民が簡単に園芸しているからやれるのよというような感じで入っていけるボランティアでは決してないと思いますので宜しく願います。

【谷口(ち)委員】

こんにちは。商工会連合会の谷口と申します。この前の会議で、一応、自分の所属している所の意見をまとめてきて欲しいという宿題を頂きましたので、会議のついででは何ですが、青年部、女性部、親会の確たる皆さんにご意見を伺って参りました。今日見せていただいた骨子案はご苦労様でございます。ほとんどの思っていることが、うちの方でも討議

されたことがほとんど載っておりました。それで、いかに森林を守る事が日本は海ばかりですよね、周りが、海にも影響を与えるかということと、それから森林をあくまでも精神的な面の森を見て癒される、緑を見ると目がよくなる、そういう優しい言葉も少し付け加えていただけたらと思います。それから個人には1,000円程度、それから法人には10%程度という数字が一応全部ではないですが、商売人としてのご意見でございました。県民税と一緒にいただいたら無理がないのではないかといい優しい言葉も出ていましたので、ご報告させていただきます。

【委員長】

それではその他？

【笠尾委員】

この「きづかい」というところで、森林サポーターの拡大というところで、市町村の公有地について、関連して申し上げたいと思います。三重県の山林は県1%、市町村6%の公有地があります。この地域の住民は森林環境税と聞けばまず身近な公有地を思い出すでしょう。今この山林がどのような環境になっているのでしょうか。残念ながら、放置されているのが散見されます。例えば、私の住んでいる近くには大仏山というところが出てきます。52haが三重県土地供給公社ですが、三重県の土地になっています。この土地は荒れていまして、近くの農民はイノシシや枯れ草火災の危険にあっているわけです。近くの農民は困っています。そこで、森林所有者である県に対して、下草刈りや、枝処理等の整備をお願いしたい。もし人材がなければ、私の町には緑のまちづくり推進委員会や緑の会のボランティア53名がおりますので、必要最低限の予算を付けていただければ、町として行動を起こします。このように地域の活動グループを巻き込んで、協力していく姿勢を示しています。このことは公有林を放置した森林を含む多くの自治体の問題でございます。それ故、地域の住民はまず、森林環境税と呼ばれる私たちが治めた住民税でまず公有林の管理を進めるのが本当ではないかと思えます。それでも予算が足りないと言われるなら、森林環境税導入の理由の1つにもなりますが、このボランティア53名の行動を起こすためには最低の予算が町として必要であります。そういう予算的な配慮をしていただけるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

【委員長】

はい。それでは事務局の方から。

(事務局)

3ページのところで、その他地域の实情に応じて実施する対策で地域で取り組む荒廃した里山や竹林の整備というところで、やはり公有林のある市町もあれば、無い市町もあるので、その市町の实情に応じた使い方が今回のポイントになるのではないかなと思います。

【委員長】

このところで、その他のご意見ございましたら？

【新海委員】

ごめんなさい。勉強不足で教えていただきたいんですが、森林サポーターというのは何ですか？先ほど亀井委員の方から人材の育成が重要だというお話があって、私も人材の育成は非常に重要だと思っているんですが、森林サポーター＝三重県の森林の理解をした人というイメージですか？サポーターというと、作業を助ける人というイメージがあるんですが、やはり県民主体的に三重県の森林の事を考える人材というイメージですか？

(事務局)

この辺が名称自体も、我々の中でもまだスッとしていないところがあるんですが、今言ったように実際に森林について理解をしていただいて、森林づくりを支えていただくような人を森林サポーターというようにイメージしています。

【委員長】

ごく一般的なサポーターという意味ですか。

【新海委員】

今までの皆さんの質問を聞いていると、どの質問にも答えられるように包括的に作成されている、全部入っているの、それはとてもいいと思うんですが、具体的に突っ込まれると、例えば私が誰かに聞かれたら、ここに入っていますよ、ここに入っていますよという説明は出来るんですが、具体的にやっているのは誰とか、突っ込まれると非常に困るので、きっとこの次の議論が誰がどのようにどういう期間でやっていくのか、もしくは例えば桑名市でどんなことが求められているのかとか、亀山市さんどんなことされるのかとかそういう議論になって行かないと住民の皆さん、理解が難しいのではないかなと思います。サポーターという言葉で分からなくなってしまいました。

【委員長】

具体的に検討するということですね。

【早川委員】

森林税の額のことですが、一般の方は1,000円ということですが、先ほど私有林がほとんど多いということなんですが、そういう方達の税金も同じですか？

(事務局)

森林所有者？

【早川委員】

ええ。所有者です。私たち海岸沿いに住んでいる者ですが、山を持っている方も一緒の税金ですか？

(事務局)

はい。一緒です。

【早川委員】

それはちょっと不思議に思うんですが、やっぱり山を持っている方は税金によっていただけるので、もうちょっとたくさんいただいた方がいいのではないかなと思いますが、それで、県民の方が納得するかなという話なんですが、やっぱり所有者がもうちょっと税金

を出すべきだと思うんですが、いかがでしょう。

【委員長】

いかがでしょう？

【亀井委員】

事業実施か何かで差別してはどうか。

(事務局)

今回、資料6の方で小林委員から、森林所有者の責務は当然これは見逃せない部分だということで、だから公的整備したらどうするのかという話があって、お金でやる部分もあるかもわかりませんが、公的整備した場合に、勝手に何々することができないという様な制限をかけていくというような事で1つは考えるのかなと、あともう1つは事業実施の中で、そういう意見も踏まえながら、考える部分もあると思います。というのも、森林所有者といっても、田んぼで言ったら広いんですけど、山の1haって知れたものなんですね。それくらいの所有者の方が圧倒的に多いんですね。大森林所有者もおりますけど、その辺の森林所有者っていうような区分もなかなか難しいということもあるんですね。

【早川委員】

そういうことも考えたら、やはり、森林所有者が国の方へ全部売って、前の話になりますけど、国が買い上げて管理するのが一番いいのかなと思いますが、間違っているかもわかりませんが。

(事務局)

間違っていないと思うんですが、国の方で持つと、また国の方で管理するお金がいるというようなことも生じますし、どちらかと言うと国有林が想定されるんですが、国有林も非常に大きな赤字を抱えている中では、なかなか現実的には難しい話かなと思います。

【早川委員】

国に昔、営林署というのが有りましたけど、その方が管理されているのは今でもあるんですね。

(事務局)

はい、あります。

【早川委員】

それを買い上げてそれをもっと他に、今若い方が就職口がないので、みんな気の毒な思いがするんですが、営林署みたいなああいう機関を作って国が買い上げた山をそういう人たちを教育して、管理していただくようにしたらいいのかなと思うんですが、若い人はそんな生活保護を受けるような状態ではおかしな話だと思います。若い人が。みんな一生懸命働くべきだと思いますが。

【岡井委員】

早川さんは鈴鹿に住んでみえるもんで、平野部、都市に近いところで、あまり山村の泥臭い所は分からないと思うんですね。私は、10haの山を所有してるんですね。嫁さんと

二人で住んでいるんですが、固定資産けっこう出させてもらうんですわ。それでおいしいことは何もないのですわ。私のおやじが元気なころは、ちょっと小遣いが無くなると山を一山売ったものですよ。それで結構おいしい思いをしたものですが、何もおいしい思いはしてないのですわ。結構、私の住んでいるところ南伊勢町の世界で一番いいところですけどね、やっぱり「結」というか、昔からの「結」の制度がありまして、毎年、火災予防も兼ねて、尾根道の整備をしているんですわ。やっぱりこの森林の持つ有用性ですね、CO2とか治水、治山とかを十分理解してもらって、本当に地域の人は一生涯懸命そういう汗水流してがんばっているんですわ。国民みんなの共通の価値ある財産をみんなで共有していくという、そういう観点で私は是非ご協力をお願いしたいと思います。もう一つ、国に買い取れと言っていますが、今この国がどれだけ借金を出来るかという本が出ているんですわ。一度読んでみて下さい。この趣旨は、日本がギリシャとか大変なのは破綻が近いということですね。日本はある意味それよりももっと厳しいということが書いてある方がおっしゃってますけども、日本の場合は、個人の貯蓄高が国の借金の額を上回っている。それもあと7、8年すると、そのことも破裂すると。そういう状況なので、あなたが仰るように国は絶対に山林を買うことは無いと思います。

【早川委員】

その話は別として、子育てとか、年寄りの福祉にお金をかけすぎだと思えます。子どもを育てるのは親の責任ですから、そんな子育てに民主党がものすごくお金をつぎ込んで、今お金がないから消費税とると言うことで、そんな私たち難儀して子ども育ててきました。親が育てるのが当たり前ですから、そういうことから借金が増えているのではないですか？それも1つの原因だと思えますが。

【岡井委員】

私としては、今のこの厳しい森林の状況、それを支えている地域の方々がそういう苦しい所を理解していただいて、三重県に共通の有用な財産という観点でぜひ広く負担されるようお願いしたい。

【早川委員】

それはよくわかりました。ありがとうございます。

【有城委員】

やはり、私、災害に強い山づくりとか環境にいい山づくり、それを目指すのはどうしても山持ちがある程度負わないといけないというのは、これはちょっと違うような気がして、やっぱりみんなの力じゃないと環境にいい山づくりとかね、例えば、ただ針葉樹を植えた山そういう意味じゃなくして、前回も言わせてもらったんですが、近くに小さな丘を作って、じゃあその山を持っている方はちょっと税金を多くってなってますよね、津波に強い防潮堤、そういう木を植えるにしても、みんなの力でしていくことが大事だと思いますが、どうでしょうか？

【早川委員】

昔家は山があったのに、全部飛行場に取りられたことを今思うと、ちょっと言わせていただきましたが。

【清水委員】

私、今回の資料で、林業労働者数がどんどん減っていったので、今回の国勢調査では1,000人を切るんじゃないかということをしごく思っていたのに、それが増加に転じていることが涙が出るほど嬉しくて、私たちNPO法人森林の風でも、毎年「森のきこり人育成講座」というのをやっているのですが、私たちの誇りはそこから本職の林業家になっていく方が数名みえるということがしごく私たちの誇りなんです、ではその人達がこの厳しい林業界に敢えて飛び込もうという気概を持って飛び込んでいっているということも、しごく今後、そこで疲弊しないで希望を持って仕事を続けられるということもしごく願っていますし、そういう方々が支えられる強い林業界というものが望まれる。同時にそういう方たちに続く、今仰られたような若い方達が本当は林業で働きたい方がいっぱいいるんですが、2つの理由、産業としてなかなか生活していけない、覚悟がいるという、今そういう状況であることと、もう一つどうやって林業界に入って、旧態然としている林業界にどうやって入っていけばいいのか、変わっていっているところももちろんあるんですが、そういった所にどうやって入っていくかという問題ももちろんありますし、入り口のところと入ってからの支えの所を応援していかないといけないと思っていますので、私がこちらに来るに当たってはメンバーの中にはいよいよ岐阜の森林アカデミーのように三重県だってそういう人材を生み出せるような学校を作らないといけない。企画書を持たされていたりもするのですが、そういうことを支えてもらえるのが森林税だと思っていますので、後で、いよいよ税額を決めるという賛成か反対かという意見をもう一度言わせてもらいますが、そういう大枠をここに書いてあることなんです、あくまでも大枠ですので、方向性ですので、その方向性の中でもっと細かい審議会、第三者のって言っていただきましたが、審議会を通じてどういうところに使っていく、どんな風に使っていくと言うことは、細かいところはそこで決めていっていただけたらいいと思うんです。そういうはっきり決めていただく機関さえあれば、この骨子はこれで包括的で後が担保されていればこの包括的な書き方は、これはこの段階では仕方ないのかなと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。ではその他の意見は？

だいが議論も進んできたと思いますので、税の導入の是非についてお話をしたいと思いません。税の導入をするかしないかということと、するのであれば、具体的な税額・税率について、委員の皆さんからご意見伺いたいと思いますが、まず事務局の方から欠席委員の意見をお願いします。

(事務局)

- 欠席委員からの意見報告 -

【委員長】

はい。ありがとうございます。

それから今日出席ですけれども、清水さんから参考資料を出していただいていますので、簡単に紹介していただきたいと思います。

【清水委員】

まず、前回言わせていただいた1つ私は事業項目、メニューを並べていただいた時に机、椅子を学校に導入する、地元産の木材を使った机、椅子を導入するということに着眼して、例えばこういう事業を考えられませんかという意見を言わせて頂いたんですが、割と議事録を見せていただくと伝わるようにはしゃべっていたのかなと思いますが、一応まとめさせていただきました。1つ、2のほうから説明、参考資料5の2の方から説明させていただきたいんですが、私は市町がもっと主体的に森林について、積極的に事業を取り組んでいただきたいという思いがあったので、机、椅子はとっかかりやすいのではないかと考えて前回事例を挙げさせてもらったんですが、それは机、椅子を導入することが目的かという事ではなく、松阪飯南森林組合にインタビューをさせてもらいに行ったんですが、確かに5年間で全小学校に地元産の木で出来た机や椅子を納入できたのはすごく嬉しいのですが、現実的なお話を聞かせていただいたのは、実情をお話いただけて私も嬉しかったのですが、それを届けて子ども達が使ってもらえるのはいいのですが、先に教育がないので、良さを感じてもらえない。例えば節があったらあれは良くないとか、本来木の良さであるところが、デメリットになっていたりと、色々聞かせていただきました。やはりセットでないと、ただ山から木が出てきてそれが直接学校に行く、そして子ども達がなんとなくその机を使っているのではだめで、そこからもっと発展的に、まずは児童が木に触れる機会はあるけれど、それと同時にその机を使い始めるにあたっては例えば親子でその机、椅子を組み立てるだとか、地域住民がその机、椅子を作るための木を切り出す。切り出した木で机、椅子が作れるとは限らないのですが、切り出す作業をして、こうやって切り出した木が子ども達を使う机や椅子になっているんだなと実感してもらおうとか、そのことで、地元の製材屋さんや、林業家の方が潤うということで、1つの事業をすることで、多様なチャンスが生まれるということを私は前回申し上げたかったんですが、そういうアイデアというものを、今後市町が出していただけるということが大事なんじゃないかなと、この森林税を通して、この市町がそういうふうな、こうしなさい、ではこれをしましょうではなく、こうすることで、こういうこともできるという可能性を感じて税金を使っていたきたいと思います。そういうことの枠組みとして、1ページ目に戻るんですが、県が森林税という大きな予算枠を持ちます。そしたら、それは私としてはやはりそれをウォッチする審議会というものを作っていただきたいと。これは神奈川県を私はずいぶん見て参考にさせていただいて、県が作成頂いた資料も一緒に資料を見ながら作っていただいたのかなと思いますが、やはりもっと具体的な政策を実施するための要項、大綱が神奈川県にもあるんですね。ですから、神奈川県にも大綱があり、そしてそれを実行するための五カ年計画というのが細かく細かく、何にお金を使うのか、どんな風にお金を使うの

かということについて、平成12年度から実際に施行される19年度までに、随分議論をされて実施されているので、そういう計画が県が森林税を予算執行するに当たって、新しい計画があると、もしくは既存のものに合流するという形でもう一回伝える事があるかなと思います。それでその大きな枠に沿って、細かい計画はありますが、今簡単にあげてもらっているメニューがあって、それが市町で、自分たちの市や町でどうやって使えるのかという事を計画してもらって、事業アイデアが出てきて、それに県の目的と合致すれば予算が出るということになると思うんですが、必ずそこにも計画達成、どの程度計画が達成されたのかというチェックする機能がお金を使う実際の市町に限らず、実施される側の達成評価みたいなものもウォッチする必要だろうし、それをまたお金を出した県側からチェックする必要もあるかなと。そしてその第三者の審議会みたいなものがあったら、こんなお金を使ってこんな効果しかないというのはどうなんだと、実際には神奈川県ではそういうやりとりがあるらしいんですが、そういうのがあればより健全に森林税が使われるのではないかと思います。

【委員長】

それでは改めまして、税の導入について議論を進めたいと思いますので、委員の皆さまから、ご意見、コメント等お願いしたいと思います。

【亀井委員】

だいたい皆さん思いを述べられて議論が出たんじゃないかと思いますが。その前に、今の谷口委員申された「森は海の恋人」のあの部分というのは、豊かな海は森によって作られていくということは入れていった方がいいと思います。それから松村先生に聞かせてもらっておかなあかんけど、森林から発せられるフィトンチッドという物質ありますやろ？あれの治療の効果といいますか、あれはただ癒し的なものなのか、マイナスイオンとかそういう程度のものなのか、それとももっと効果のあがるものなのか、これは治療にも使えるという事であればものすごく効果的なものでありますから、森林浴ってというのはね。その辺の事が検証できたら、売りとして書いていったらいいと思うんですよね。

【委員長】

それは検証されていまして、森林セラピーという名称で、全国にはセラピーロードとか、地元は美杉ですが。科学的な効果の判定というのは難しいですが、全くないことはないということだと思いますし、ドイツではそれが健康保健として使われているということですので。効果があるというふうに言われているかと思いますが。

【亀井委員】

ですので、それがきちんとした検証がなされたらですね、それはものすごく森林の売りになっていきますから、そういうのも入れていったらいいと思うんです。それで税の事ですが、これは今までもいっぺんやりかけて採用されなかった。平成12年に地方分権一括法が施行になってから、自治体の自主課税権が認められて、それから一番最初には平成15年、高知県でしたかな、それから県議会の方が動き出した。平成18年から色んな検討会

が始められましたけど、色んな異論もあって成就しなかった。じゃあ、民間のものを作ろうかという事で、その当時平成19年でしたか、やりかけたんです。松村さんと、私と二人はそのときのメンバーですが、平成20年3月にまとめてこういう税を設けていくべきだと。今でも47都道府県中、31の県がもう導入されているわけですよ、それで今、岐阜と山梨も24年度の4月からスタートしているわけですよ。33県になる。森林県と言われながら三重県はこの部分ではちょっと遅れていると思いますね。今までの税で潤沢にここに使っていけるという状況ではないので、やっぱり目的税として県民の方にご理解いただける透明性を持ったそういう税の使われ方が出来る様な制度として入れていくべきだと思います。知事も強くそういう思いは持っていると思います。これ言い始めたのが、あの9月の12号台風の視察に行ってからですからね。これはもう山に手を入れていかないと大変なことになると。被害が拡大していくと。そんな中で、まだ決断はしていないけど、決断をされたんだと思います。それと3.11、東日本大震災でも、白砂青松の松がやられたんですが、ただ、広葉の常緑樹が防潮堤の役割を果たしたという実績もあるわけですから、今後海側の整備をしていく上で、そういうふうな広葉樹の常緑樹で整備するという事も考えていったらいいと思います。コンクリート護岸だけでみんな1000キロの海岸線を整備していくことは出来ないわけです。ですから、早いうちにスタートすべきだと思います。南海トラフ三連動もこの30年以内に60~80%の確率で起こるであろうということも言われている中で、それだけの海岸線を持つ県ですから、それも含めてきちんとした対応を、森林を整備するという事でもやっていくべきだと思います。500円、500円で1000円、それでこの用途についてはやっぱり50%は基礎自治体に委ねるべきだと思います。50%、これは、本当にその住民と顔を合わせて、あるいは林家と顔を合わせて仕事しているのは我々ですよ。県は、今している事業に切り替えていくという訳ではないですが、それがきちんと透明性を出していかないとイケませんが、最低でも50はしないと市県民税として収納する我々にとってはその程度は無かったら厳しいと思います。

【谷口(ち)委員】【新海委員】

賛成します。

【亀井委員】

やっぱり市民にも説明責任が出てきますからね。

【委員長】

ありがとうございます。市長から意見もありましたけど、その他いかがでしょうか？

【山口委員】

私も最初の頃から森林のことはわからず、この場にながら、客観的にどういう風を感じるのかなという事を大事に考えていて、やっぱり平地の地域に住んでいる人、森林とは関係ない地域に住んでいる人に対して説得力というのはどうしてもいると思うんですね。そのときに、理屈がまず通ってないといけないと思うんですよ。そもそも、なぜ、森林環境

税なのかと考えた時に、他にも本当は税金が必要なのところがあるのではないかと、例えば医療とか最近中小企業も苦しんでいますからその辺りに投入する必要があるのではないかと考えた時に今までのお話を聞いていて、森林も荒廃して行って、土地も土も流されて枯れて行って、実際に災害が起きた事によって、紀伊半島大水害をきっかけとして改めて、この森林を見直そうという時期に来たわけです。森林を守るということは、山を守るというだけでなく、やっぱり地域に住んでいる人々の命を守ることにつながるんだなというふうに私は考え方が変わっていったというのが感想としてあります。ですから、この課題というものも、今の現状を踏まえた上で、喫緊の課題としてあると思うので、予算の中で予算は復旧作業と、今回の森林環境税はどちらかという減災の方に投資していくということでしたから、そういう観点から考えると、やはり森林環境税を導入する必要性があるのではないかなと考えました。ただやっぱり県民の理解というのを促す必要はものすごくあると思います。それで骨子の中にもこの環境税を導入することによっても税の用途を明確にすることによって、森林づくりへの参加意識が高まることも期待されるということが財源確保の所に記載されていた訳なんですけど、やはりまず、理解を促すための本来は一定の期間の活動が必要だと思うんですね。例えばわかりやすいパンフレットを作るなり、すごいいいなと思ったんですが、ワークショップが行われたり、せっかくこれから皆さん県民が1,000円なり、500円なり払うのであれば、そのお金を払うことによって興味を持っていただけるのであれば、それはより理解を深めるための活動を本来は一定期間を持って広めていく必要があるのかなと思いました。では実際導入しようと思った時に今度はゴールがないといけないと思うんですね。もちろんビジョンとして方向性を打ち出すというのがありますし、さきほど清水さんの意見の中で、計画達成の評価報告をしましょうというのもありましたが、これすごいいいなと思いましたが、本来は目的税として導入するのであれば、こうなったら税金を減らしていきましょうとかですね、こういう風な具体的な目標があって、例えば数値目標が作れるのであれば、具体的な目標があってこれが達成できたら、この税金は無くしましょうねというのでもいいのかもしれませんが、何かそういうゴールがないとなかなか理解も得にくいのかなと思います。そういった意味で5年間というの骨子の中にもありましたが、5年間ごとに評価機関を作って評価をしていくということは、また理解を得るために説明としてはあった方がいいのかなと思いました。まずはゴールを明確にするという部分で、平成15年に高知県に導入されたんですね、高知県は。今9年経って、なかなか効果の測定ってこの分野は難しいと思うんですが、難しい所ではあると思うんですが、せっかくこれまでにたくさん導入してきた事例が盛りだくさんであるので、他の都道府県の検証というのでもぜひ今後委員会の中でもいいですし、県の農林水産部の皆さんでもいいですが、検証していただいて、一体どういうものに使うと効果があるのかというものをこれまで沢山事例ありますから、そこは検証していったらいいのかとせっかくここまで導入してきて、三重県は導入しようという中で、県民の満足度が高まるために、新しい先端的な注目を浴びるような結果が出るとか、注目を浴びるよう

な取り組みがあるとかそういう風に注目を浴びるような何か施策あると報道関係の皆様にも取り上げていただけると。そうすると県民の皆様もこれだけ対外的にも評価されて、評価の高い取り組みがされているのであれば、私たちがお金を払っている意味もあるよね、という満足度も高まっていくのではないかなと思います。企業の中の経営者の皆さんもそうで、やっぱり第三者評価機関に評価されるというのは、従業員の満足度が高まるというのも1つの効果としてあるんですね。外から評価をされるような新しい取り組みとか施策が出来たらいいなと私自身は感じました。とにかくこれから理屈を通すとか、説得力、納得性を高めて行くには、林業関係の皆さんではものすごく必要性がわかって見えると思うんですが、わからない人からしたら、本当に遠い話というのが現状ですので、その全体がわかる、説明が出来る様なものをフローチャートでもいいですし、作り上げていく必要があるのかなと感じました。

【委員長】

はい。ありがとうございました。そのほかは？

【岡井委員】

私は、亀井委員から発言もありましたが、NPO法人で山の会をしているんですが、圧倒的に中高年の女性が多いんですよ。やっぱり女性を動かすことが一番力が強いと思いますので、能書きは非常に大事だと思っています。私も全部読ませてもらったんですが、亀井さんが仰るようにフィトンチッドのことが一言も書いてないんですね。だからやっぱりそういう付加価値をつけるというフィトンチッドの効用というのは是非補強しておいて欲しいと思います。けっこう今は田舎住まいをやっている方もおるんですね。山ごもりになってから、ぜんそくが治ったとか、そういう健康になった方も多いのでね、具体的にフィトンチッドというものが健康にいいかもわかりませんが、付加価値という観点で補強しておいてほしいと思います。

【新海委員】

もし可能だったらいいんですが、やっぱり亀井委員がさっきおっしゃったことに触発されているんですが、こういう施策って地方自治体が基盤だと思うんですね。それで木づかいの促進のところなんですけど、地域の実情に応じて実施する対策が3つ書いてあるんですね。たぶんこの部分で実情に合わせてこういう事やっていったらいいねっていうことがあると思うんですけど、小学校に於ける環境教育だって自分たちの町並みを木造にしていって全部私だったら桑名市はどうしようとしか思わない。申し訳無いけど亀山の町をどうしようとかなかなか思えないし、参加もできないので、そのコンセプトっていうのをもう少し明確に、自分の住んでいる町から森林のことを考えるようなことを考えようっていうことがもう少し上位的に書いていただけるといいなと思っていて、でも県の方針なので、そういう仕組みを支えるとか三重県全域で取り組まなければならないこととか、三重県がやるべきことは分けて木づかい運動を書いていただけると、今度ワークショップするときにも私たちは何をやってほしいの？ってなったときに桑名のことや四日市の事はこうい

う風に考えられるんだよという説明がしやすいと思います。三重県全体だったら被災された地域の事を守るという自分自身の役割が明確になるかなと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。ではその他ご意見ございませんか？

【早川委員】

今の子どもたちの教育、森林教育するのにお金をかけていただきたいと思いますので、もうちょっとくらいこの千円を多く出してもいいかなと思いますが。

【委員長】

原案が1000円で、1200円まで取っている自治体もあるということですね。

【早川委員】

と言いますのは、今、食育にものすごく力を入れていきますので、それもずっと昔から食べ放題食べてこんな子どもが出来ましたという事は、結局、親が、育てる親がいい加減にしとけばいいかという考えでこういう風になった。飽食の時代だからそんなふうになったんだと思います。今になって慌てて食育や食育やって、年寄りから子どもからみんなに食育の教育をしていますけれども、これずっと子どもの時分からしておくべきだったと思いますがね。だから森林の事につけても、小さい時分から、山のこういう緑があって、いろいろ楽しいことがあって、木で何か作ったりして、そういう教育をして、学校でもきちんとした教育をして、そしてもっと大学も農学部の林業科も各県で増やして、それでお金儲けができる、国が、大学を作って若い人を養成してそしてお金儲けのことも考えたらいいと思いますが。材木を育てても、使い道がなかったらどうもこうもなりません。ただ柴になるだけです。燃料を原子力に負けないようなものを研究していただけたらなと思いますが、ありがとうございます。

【委員長】

そういう意見もあったと言うことを記録に残していきたいと思います。

それでは、委員の方々からだいたいご意見出尽くしたかと思いますが、当委員会としては、税の導入に向けて進めていきたいというふうに判断したいと思いますが、よろしいでしょうか？

【委員】

拍手（賛成）

【委員長】

それではあと、税額、税率の件ですが、今、もっとという意見もありましたけれど、原案としては個人については1,000円、法人については10%が適当であろうということで、当委員会としては骨子案を作りたいと思いますが、この点に関してもいかがでしょうか。

【委員】

異議なし。（拍手）

【委員長】

ありがとうございます。それでは税に関しては導入が適当であると、税率・税額に関しては、個人1,000円、法人10%が適当であるというふうに今後提案していきたいと思えます。それでは一応議題については終わりますが、その他のところでですね、いくつかあります。まず、今後の進め方なんです、私の方からの提案ですが、これからですね、県のパブリックコメントのシステムというものを使いまして、県民の方からのご意見をとっていくという手続きが必要になって来ます。その結果、色んなご意見いただきながら次回の検討委員会で最終の報告書案というのを作成していきたいと思っておりますので、まずパブリックコメントを出すことにつきまして、お諮りしたいんですが、よろしいでしょうか？

【委員】

賛成

【委員長】

はい。ありがとうございます。それでは事務局として骨子案のパブリックコメントを取るという手続きへの作業をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。また今後、そのご意見等参考にしながら、今日の議論も参考にしながら、骨子案の修正をしていきたいと思えますが、その修正に関しては、時間も限られていますので、私に一任いただければと思えます。この点についてもよろしいでしょうか？

【委員】

はい。

【委員長】

ありがとうございます。

【新海委員】

パブリックコメントの中身は見せていただけますか？

【委員長】

それは次回の委員会で出させていただきます。

パブリックコメントの内容と同時に最終案の提示等をして、次回の委員会で検討いただくという形になろうかと思えます。それでは、今ちょうど新海委員からありましたが、それも含めまして、最終報告書案の作成にあたって特に何かご意見ありましたらお願いします。

【委員長】

それでは今日の議論も含めて骨子案を修正していきたいと思えます。それでは本日の議事につきまして終了したいと思います、皆様から何かその他？

【福田委員】

これから県民の皆様はどうやって理解を深めていっていかっていくのはパブリックコメントを踏まえてということよろしいでしょうか？

【委員長】

踏まえつつ、こういう行事も予定されていますのでね。

【福田委員】

そうですね。こういう県民集會みたいな事を沢山やっていくということになるのでしょうか？

(事務局)

骨子案ということで、事務局で作業して委員長にご承認いただいた後に、パブリックコメントを1ヶ月間とることになります。それと併せて、各地区で県民説明会みたいなものを進める、それと今、お話がありました新海委員にもお手伝いいただいてミニ集會の形で骨子案を説明しながらこれからの森林づくりについて考えていただいて、色んなご意見を頂くと。幅広くご意見を頂きながら次回の委員会の報告書に反映させていただきたいと考えています。

【福田委員】

ただ、森の未来について一緒に考えませんか？っていうチラシを見せてもらった時に市民の方がもし参加するとしたら平日の夜間で人数が20名ということで限られているというのが、どうしてこんなに制限を設けるのかなというのがちょっとよくわからないんですが、それと広く県民の方に理解していただくということであれば、何か意図があると思うんですが、制限を設けられた意図というのは？

(事務局)

ワークショップ形式でやるので、ある程度人数は限定した方がいいのかなということで20人なんですが、傍聴等については聞いていただく分については、会場等の関係もありませんが、もうちょっと幅広く募集させていただきたいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

【新海委員】

平日の夜のことはいいですか？

【福田委員】

そうですね。平日の夜ではなくてもっと参加のしやすい日程をご考慮頂くということと、ワークショップというスタイルだけでなく、公聴会というか、シンポジウムとか色んな方が気楽に参加出来る場を設けていただくといいかなと思います。

(事務局)

当面、各地区で説明会とともにワークショップを開催していきますが、引き続き県民の皆さんに参加していただける形のイベントも企画していきたいと思っていますので、そういった中で今頂いた意見を生かして、休日等とかいろんな形で理解を深めていくような取組みを進めていきたいと思っていますので、宜しくお願いします。

【委員長】

はい。ありがとうございます。それではそのほかよろしいでしょうか？では本日の議題は

これで終了しましたので、進行を司会の方へお返しします。どうもありがとうございました。

(事務局)

松村委員長ありがとうございました。

- 次回の日程調整

(梶田部長)

閉会の挨拶